3）参加表明書及び技術提案書の提出期限の日から見積合せの時までの期間において、関東地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

4）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑵　設計共同体　⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年７月７日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長から東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。

3　技術提案書の提出者に要求される資格要件

技術提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。

⑴　参加表明者の工事実績又は業務実績

⑵　配置予定技術者の資格、工事実績又は業務実績、手持ち業務の状況

⑶　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む）

⑷　工事及び業務の実績は以下のとおりとする。

単体企業又は設計共同体「代表者」は以下①②を満たしていること。なお、設計共同体の「代表者」以外の構成員は③のいずれかの実績を有していること。

①　地中拡幅工事を実施する施工能力（※）を有すること。なお、設計共同体の場合は、「代表者」が地中拡幅工事を実施する施工能力を有すること。

（※）地中拡幅工事を実施する施工能力とは、工事においては平成11年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した外径９m以上のシールドトンネル工事及び、60㎡以上（仕上がり面積）のトンネル（ＮＡＴＭ）工事の施工実績を有することを言う。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

②　国内において技術実証に必要な設備及び場所を確保していること。

③　同種工事、同種業務

・同種工事：平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡が完了した外径９m以上のシールドトンネル工事および、60㎡以上（仕上がり面積）のトンネル（ＮＡＴＭ）工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

・同種業務：平成15年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡が完了した外径９m以上のシールドトンネルおよび、60㎡以上（仕上がり面積）のトンネル（ＮＡＴＭ）の設計実績を有すること。

ただし、以下の業務は実績として認めない。

⑴　再委託による業務

⑵　国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務（ただし、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局発注業務でテクリス登録されている業務若しくは土木関係建設コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。）

4　参加技術要件

⑴　与条件等　業務説明書及び特記仕様書（案）のとおりとする。

⑵　その他

①　提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。提出された参加表明書及び技術提案書においては、選定及び特定以外に提出者に無断で使用しない。

ただし、特定された者の成果品については全て公表する。

②　関係する法令等に適合していること。

③　技術開発により生じた知的財産権の取扱い等については業務説明書等による。

5　技術提案書を特定するための評価基準

評価は提出された技術提案書に基づき行う。また、技術提案書の内容を確認するため技術対話を実施する。

なお、技術対話を通じて、提出された技術提案書を改善する機会を与える。

技術提案書は業務説明書（個別）に記載されている項目とし、当該技術分野に精通する学識経験者・専門家・行政関係者からなる検討会の意見を参考に総合的な評価を行う。なお、特定の中立性確保のため、提出者による委員への接触は（提案する技術の宣伝等の行為）は認めない。

6　手続等

⑴　担当部局　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　国土交通省関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　ＴＥＬ048―600―3151㈹　ＦＡＸ048―600―1370

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

１）説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成26年７月７日から平成26年８月８日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで（最終日は16時まで）。

２）やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を⑴に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成26年７月７日から平成26年８月８日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までとする。

⑶　参加表明書及び技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成26年８月８日16時00分。ただし、紙入札方式による場合は同日の17時15分。

提出場所：紙入札方式による場合は上記⑴に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。

⑷　改善された技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成26年９月２日16時00分。ただし、紙入札方式による場合は同日の17時15分。

提出場所：紙入札方式による場合は上記⑴に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。

7　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　免除

⑶　契約書作成の要否　要。

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　6⑴に同じ。

⑹　2⑴２）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も6⑶により参加表明書及び技術提案書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定されるためには、選定通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。また、2⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないものは、選定通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑺　詳細は説明書による。

8　Summary

⑴　Classification of the service to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Technological development service for widening of a tunnel underground section of the Tokyo Gaikan Expressway

⑶　Time limit to express interests and the submission of proposals by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 8 August 2014. (by bringing, post mail, facsimile, or e-mail : 6 : 00 P.M. 8 August 2014. )

⑷　Contact point for documentation relating to the proposal : Contract Division, General Affairs Department. Kanto Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shin-toshin, Chuou-ku, Saitama City, Saitama 330―9724, Tel : 048―601―3151, Facsimile : 048―600―1370.